（改正後地方税法に規定する自動車税の種別割の基準税額の算定方法）

第二十四条の三　改正後地方税法第百四十五条第二号に規定する種別割（以下「改正後地方税法に規定する自動車税の種別割」という。）の基準税額の算定方法については、第二十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「0.9907」とあるのは「0.0093」と読み替えるものとする。

（鉱区税の基準税額の算定方法）

第二十五条　鉱区税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の四月一日現在において鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿のうち試掘原簿に登録されている試掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「試掘鉱区」という。）及び当該鉱業原簿のうち採掘原簿に登録されている採掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「採掘鉱区」という。）について、次の表の鉱区の種類ごとの額欄に掲げる額に、同表の表示単位欄に掲げる表示単位による鉱区の種類ごとの数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）をそれぞれ乗じて得た額

鉱区の種類		表示単位	額
砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区	面積（百アール）	一〇〇円
	石油又は可燃性天然ガスを目的としない鉱業権の鉱区	面積（百アール）	一九九
砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区	河床でないもの	面積（百アール）	一五〇
	河床	面積を課税標準とするもの	面積（百アール）	一五〇
		延長を課税標準とするもの	延長（千メートル）	四四九

［二　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第二十七条　固定資産税の基準税額は、大規模の償却資産（地方税法第七百四十条の規定により、

［新設］

（鉱区税の基準税額の算定方法）

第二十五条　鉱区税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の四月一日現在において鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿のうち試掘原簿に登録されている試掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「試掘鉱区」という。）及び当該鉱業原簿のうち採掘原簿に登録されている採掘権の鉱区（地方税法第百七十九条の規定によつて鉱区税を課さないものを除く。以下この号において「採掘鉱区」という。）について、次の表の鉱区の種類ごとの額欄に掲げる額に、同表の表示単位欄に掲げる表示単位による鉱区の種類ごとの数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）をそれぞれ乗じて得た額

鉱区の種類		表示単位	額
砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区	面積（百アール）	九九円
	石油又は可燃性天然ガスを目的としない鉱業権の鉱区	面積（百アール）	一九九
砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区	河床でないもの	面積（百アール）	一四九
	河床	面積を課税標準とするもの	面積（百アール）	一四九
		延長を課税標準とするもの	延長（千メートル）	四四七

［二　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第二十七条　固定資産税の基準税額は、大規模の償却資産（地方税法第七百四十条の規定により、